

深谷市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に対する 処分規程

(目的)

第1条 この規程は、深谷市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成24年深谷市公営企業管理規程第17号。以下「工事事業者規程」という。）の処分の実施に関して必要な事項を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって深谷市水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が行う給水装置工事及び事務手続における適正かつ円滑な執行を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処分 工事事業者規程第10条に規定する指定の取消し及び同規程第11条に規定する停止等をいう。
- (2) 指定工事事業者 工事事業者規程第1条に規定する指定工事事業者をいう。
- (3) 管理者 水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (4) 指定工事事業者所管課長 水道工務課課長をいう。
- (5) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事をいう。
- (6) 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。
- (7) 審査委員会 工事事業者規程第20条の諮問機関をいう。
- (8) 処分等 処分並びに第4条に規定する口頭注意、文章による注意又は警告をいう。

(違反行為)

第3条 指定工事事業者所管課長は、別表1及び別表2に定める違反行為（以下「違反行為」という。）があることを知ったとき

は、関係者からの事情聴取及び現地調査等により事実確認を行い、指定工事事業者の違反行為確認報告書（様式第1号）により、管理者へ報告する。

2 管理者は、指定工事事業者に違反行為が確認された場合は、当該指定工事事業者に対し、直ちに当該違反行為の是正を行うように指導し、違反行為通知書（様式第2号）を通知する。

3 違反行為が確認された指定工事事業者は、速やかに法令等遵守誓約書（様式第3号）を提出するものとする。

（口頭注意、文書による注意又は警告）

第4条 管理者は、前条第1項の報告を受け当該違反行為が軽微なものと判断した場合、違反行為の再発を防止するため、口頭注意、文書による注意（様式第4号）又は警告（様式第5号）を行うことができる。

（処分の決定等）

第5条 管理者は、第3条第2項の違反行為通知書を通知し、第3条第3項に規定する誓約書の提出又は未提出の報告を受け、当該違反行為を行った指定工事事業者が、次の各号に該当する場合には、深谷市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、処分について審査及び決定するものとする。

（1） 既に前条に規定する警告（当該違反行為を行った日の属する指定又は登録の有効期限内に発行されたものに限る。）を受けている場合

（2） 法令等遵守誓約書を提出しない場合

（3） 当該違反行為の経緯及び内容を踏まえ処分を行う必要があると認める場合

2 管理者は、処分を行おうとするときは、当該指定工事事業者に対し、あらかじめ処分予告通知書（様式第6号）により処分を通知する。

(聴聞等)

第6条 管理者は、審査委員会の結果を踏まえ処分を行おうとするときは、深谷市水道事業及び下水道事業の所管に係る深谷市行政手続条例施行規程（平成24年4月1日深谷市公営企業管理規程第3号）及び深谷市水道事業及び下水道事業の所管に係る聴聞手続規程（平成24年4月1日深谷市公営企業管理規程第5号）に基づき、指定工事事業者所管課長に聴聞を主宰させ、又は弁明書（様式第7号）を提出させ、弁明の機会を付与させるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

深谷市水道事業

深谷市長 様

指定工事事業者所管課長

指定工事事業者の違反行為確認報告書

指定工事事業者の違反行為に対する処分規程第 3 条の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

	指定工事事業者	※主任技術者
番号		
名前		
場所	深谷市	
確認日	年 月 日	
違反行為の概要		
違反条項		
処分履歴	口頭注意： 年 月 日	
	文書注意： 年 月 日	
	文書警告： 年 月 日	
	停止履歴： 年 月 日	

※深谷市に登録している場合に記載

様式第 2 号（第 3 条関係）

深 水 工 発 第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

深 谷 市 水 道 事 業
深 谷 市 長

違 反 行 為 通 知 書

指定工事事業者の違反行為に対する処分規程第 3 条の規定により
通知します。

記

指定（登録）番号	第 _____ 号
違反行為の確認日	年 _____ 月 _____ 日（ _____ 回目の違反）
違反行為の場所	
違反行為の内容	
違反行為に対する 処分の内容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し （工事事業者規程 第 1 0 条） <input type="checkbox"/> 指定の停止等 （工事事業者規程 第 1 1 条）
備考	

様式第3号（第3条関係）

法令等遵守誓約書

年 月 日に指摘を受けた以下の件につきましては、給水装置工事に係る関係法令等（例：深谷市水道事業指定給水装置工事事業者規程第10条及び11条）に違反する行為であることを確認しました。

今後は、指定工事事業者・主任技術者として、関連する法令、規程等を十分に確認し、遵守いたします。

【違反行為】

指摘日	
違反行為の場所	
違反行為の内容	

【再発防止策】

年 月 日

深谷市水道事業
深谷市長 宛て

指定工事事業者名： 印
主任技術者名： 印

様式第 4 号（第 4 条関係）

深谷工発第 号
年 月 日

様

深谷市水道事業
深谷市長

給水装置工事に係る法令等遵守について（注意）

下記のとおり違反行為があったので、指定工事事業者の違反行為に対する処分規程第 4 条により通知します。

今後は、このような違反行為がないよう給水装置工事に係る法令等を遵守し、工事・手続に違反しないよう注意する。

【違反行為】

指 摘 日	
違反行為の場所	
違反行為の内容	
備 考	

様式第 5 号（第 4 条関係）

深谷工発第 号
年 月 日

様

深谷市水道事業
深谷市長

給水装置工事に係る法令等遵守について（警告）

下記のとおり違反行為があったので、指定工事事業者の違反行為に対する処分規程第 4 条により通知します。

については、関係法令等十分確認し、以降、指定工事事業者・主任技術者として、給水装置工事に係る法令等を遵守し、工事・手続に違反しないよう警告する。

【違反行為】

指 摘 日	
違反行為の場所	
違反行為の内容	
備 考	

様式第 6 号（第 5 条関係）

深 水 工 発 第 号
年 月 日

様

深 谷 市 水 道 事 業
深 谷 市 長

処 分 予 告 通 知 書

下記のとおり処分を決定するので、指定工事事業者の違反行為に対する処分規程 5 条の規定により通知します。

この処分に先立ち、深谷市行政手続条例第 1 3 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続きを行います。

記

指定（登録）番号	第 号
違反行為の確認日	年 月 日（ 回目の違反）
違反行為の場所	
違反行為の内容	
予定される処分 の内容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し （工事事業者規程 第 1 0 条） <input type="checkbox"/> 指定の停止等 （工事事業者規程 第 1 1 条）
意見陳述手続き	<input type="checkbox"/> 聴聞の実施 聴聞の通知に記載のとおり聴聞を実施しますので、指定した期日に出頭してください。

	<p><input type="checkbox"/> 弁明の機会の付与</p> <p>弁明書を 年 月 日までに深谷市 環境水道部水道工務課に提出してください。</p>
備考	

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

深谷市水道事業
深谷市長

住所
指定工事事業者名 印

弁 明 書

指定工事事業者の違反行為に対する処分規程第6条の規定により、次のとおり弁明します。

指定（登録）番 号	第 号
違反行為の確認日	年 月 日（ 回目の違反）
違反行為の場所	
違反行為の内容	
弁明の内容	<input type="checkbox"/> 弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。
証拠書類等	<input type="checkbox"/> 有 （ ） <input type="checkbox"/> 無